

くらし・住宅

1 国民年金

◆国民年金の種類

65歳以上の方は、次のような年金が受けられます。

区 分	対 象
①老齢年金 通算老齢年金	大正15年4月1日以前の生まれで、受給資格期間を満たした方が65歳になったときに支給されます。
②老齢基礎年金	大正15年4月2日以降の生まれで、受給資格期間（10年）を満たした方が65歳になったときに支給されます。
③老齢福祉年金	明治44年4月1日以前に生まれた方。所得による制限や他の公的年金を受けている場合の制限があります。

◆支給の繰上げ・繰下げ

国民年金の支給開始年齢は65歳ですが、本人の希望により繰上げ・繰下げ請求ができます。

●繰上げ請求

60歳から65歳になるまでの間に請求して、減額された年金を受けとることができます。ただし、減額率は生涯変わりません。

なお、繰上げ請求後は、障害基礎年金を請求できない場合があります。

●繰下げ請求

66歳から75歳（昭和27年4月1日以前生まれの方は70歳）になるまでの間に請求して、増額された年金を受けとることもできます。

◆年金の支払月

- ・上表①②の方 2月・4月・6月・8月・10月・12月
- ・上表③の方 4月・8月・12月

◆年金を受けている方が亡くなったとき

未支給年金・未支払給付金請求書および受給権者死亡届（報告書）を提出してください。ただし、受給権者死亡届（報告書）のみ提出していただく場合もあります。

◆高齢任意加入

60歳になるまでの間に年金を受けるために必要な期間を満たせなかった方や、老齢基礎年金を満額に近づけたい方は、本人の希望により任意加入できます。

●対象となる方

- ・60歳以上65歳未満の方で、満額の老齢基礎年金を受給できない方
- ・昭和40年4月1日以前の生まれの方で、65歳になるまでの間に年金を受けるために必要な期間を満たせない方のみ65歳から70歳までの間、受給資格期間を満たすまで加入できます。

※ 60歳の誕生日の前日から加入手続きができます。手続きした日から加入となり、さかのぼって加入することはできません。

問い合わせ先

中央年金事務所 ☎ 3543-1411
(明石町8-1 聖路加タワー 1階・16階)
保険年金課年金係 ☎ 3546-5371

2 税金

所得税、住民税の所得控除などがあります。

●内容

- ・老人扶養（配偶者）控除
- ・同居老親等扶養控除
- ・障害者（特別障害者）控除 [本人、控除対象配偶者、扶養親族に対して適用]
- ・同居特別障害者控除 [本人、控除対象配偶者、扶養親族に対して適用]
- ・医療費控除

昨年一年間に支払った医療費で、健康保険などで補てんされた金額は除きます。

申告の際に、健康保険組合などが発行する「医療費控除の明細書」が必要となります。

平成29年分から健康診断などを受けている方が、一定の市販薬（スイッチ OTC 薬）を購入した場合について、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができます。

従来の通常の医療費控除との選択制となります。

また、領収書の添付は不要ですが、明細書の添付が必要です。なお、領収書の提示または提出を求める場合がありますので、領収書は自宅で5年間保管しておいてください。

※介護保険の要介護認定者で、一定の要件を満たしている場合は、介護保険課介護認定係が発行する書類で、障害者（特別障害者）控除やおむつ代の医療費控除が受けられる場合があります。

問い合わせ先

税務課課税係 ☎ 3546-5270
介護保険課介護認定係 ☎ 3546-5385

3 暮らしに困ったときの相談

◆生活困窮者自立支援

生活保護受給に至る前の段階で、ご家庭内での不安や困りごとがある方に、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、他の専門機関と連携して自立に向けた支援を行う生活困窮者自立支援の制度があります。

問い合わせ先

ふくしの総合相談窓口 ☎ 3546-5303

◆生活保護

生活にお困りの方に、最低限度の生活を保障し、あわせて自分たちの力で生活できるように援助する生活保護の制度があります。

問い合わせ先 地域福祉課生活支援係 ☎ 3546-5208

◆生活福祉資金貸付

低所得世帯や高齢者世帯などが、日常生活費以外のまとまった資金を必要とする場合や、医療費などの突発的な支出が一時的に生じた場合に、資金の貸し付けと相談支援を行う制度です。

●利用できる世帯

低所得世帯および、高齢・障害のために資金を必要とする世帯であり、貸し付け後に安定した収入が見込まれ、返済可能と判断されること。

●資金の種類・貸付内容

<生活福祉資金>

- ・貸付額 250万円以内の必要額（原則、見積書などの実費額）
- ・貸付利率 年利1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子）
- ・返済期間 3年～8年以内
- ・資金例 福祉用具購入費、住宅改修費、一時的な医療費および介護サービス料（慢性的な病気や恒常的な費用は不可）など。

<緊急小口資金>

- ・貸付額 10万円以内の必要額
- ・貸付利率 無利子（連帯保証人不要）
- ・返済期間 12か月以内
- ・資金例 医療費・介護費などを支払ったため一時的に生活費が不足する場合、年金支給開始までの生活費が不足する場合（既に年金が定期的に支給されている場合は不可）など。

◆不動産担保型生活資金の貸付

現在居住している自己所有の不動産に、将来にわたり住み続けることを希望する高齢者世帯に対して、その不動産を担保として生活資金の貸し付けを行います。

●利用できる方

区民税非課税程度の低所得世帯であり、賃借権や抵当権などが設定されていない不動産に居住していること。ただし、不動産は借入申込者が所有する（同居の配偶者との共有を含む）ものに限りません。

※マンションなどの集合住宅は対象になりません。

●貸付内容

- ・貸付限度額 居住している土地の評価額のおおむね 70%相当額
- ・貸付月額 1 カ月あたり 30 万円以内（年利 3 %以下）
- ・貸付期間 貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間または貸付契約の終了時（借受人の死亡など）までの期間。貸付金は、契約終了時に一括返還となります。
- ・担保措置 別世帯の推定相続人の中から連帯保証人を 1 人選任するほか、居住する不動産に根抵当権などを設置

問い合わせ先

中央区社会福祉協議会地域ささえあい課
(八丁堀 4 - 1 - 5)

☎ 3206 - 0506

◆応急小口資金貸付

災害・疾病・冠婚葬祭などの理由により、緊急でかつ一時的に必要な費用の調達が困難な場合、資金の貸し付けを行います。

●主な貸付資格

- ・区内に 3 カ月以上住んでいること
- ・応急に資金を必要とし、かつ、資金を他から借り受けることが困難であること
- ・貸付金の償還が確実であること
- ・世帯主などの収入により生計が維持されていること
- ・就労収入や年金収入など安定した収入が一定以上あること
- ・現にこの資金の借受人または連帯保証人でないこと

●内容

- ・貸付限度額 1 世帯 30 万円以内
- ・貸付利子 無利子
- ・連帯保証人 原則として区内に住所を有する方
現にこの資金の借受人または連帯保証人でない方
保証能力が十分な方
※貸付金額が 10 万円以内は不要です

●返済方法

- < 貸付金額が 10 万円以内の場合 >
20 カ月以内均等月賦償還（毎月 5 千円）
- < 貸付金額が 10 万円を超える場合 >
30 カ月以内均等月賦償還（毎月 1 万円）

問い合わせ先

地域福祉課福祉総合相談係

☎ 6278 - 8059

4 住み替え支援

自ら住宅を確保することが困難な高齢者に対して、(公社)東京都宅地建物取引業協会第1ブロックの協力を得て「住み替え相談」(毎月第2、第4火曜日。区役所1階区民相談室。電話予約が必要です。)を行い、民間賃貸住宅への住み替えを支援します。

支援の内容は、①借家人賠償保険の加入②成約協力金(貸主への一時金)③緊急通報システムへの加入などです。

●利用できる方

自ら住宅を確保することが困難な65歳以上の一人暮らし世帯または65歳以上の方を含む60歳以上の方のみで構成する世帯で、次の全てに該当する方

- ・中央区に1年以上居住していること
- ・区内の民間賃貸住宅に居住して、自立した日常生活を営めること
- ・住宅賃貸借契約を締結する際、身元保証人を得られること
- ・住み替え後の家賃などを遅滞なく納入できる見込みがあること

問い合わせ先 **高齢者福祉課高齢者サービス係** ☎ **3546-5355**

5 あんしん居住制度利用助成

区内にお住まいの60歳以上の高齢者が区内の賃貸住宅に転居する際に、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターが実施している「あんしん居住制度」を利用した場合は、その費用の一部を助成します(預かり金タイプは1回のみ)。

* あんしん居住制度とは *

見守りなどのサービスを提供することで、高齢者などの急病・孤独死などへの不安を解消し、住み慣れた地域で安心して居住できるよう支援する制度です。

預かり金タイプ

- サービス内容 ①見守りサービス②葬儀の実施③残存家財の片付け
- 契約期間 ①1年 ②、③は5年
- 利用費用 55,700円～(面積及びサービスの組み合わせによる。)

月払いタイプ

- サービス内容 ②葬儀の実施 ③残存家財の片付けのセット
- 契約期間 1年(更新可)
- 利用費用 契約時19,000円(サービス利用料4,000円×2ヵ月分+事務手数料1年分11,000円)
3ヵ月目以降月々4,000円。1年毎の更新費用11,000円。

制度については

問い合わせ先 →公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター ☎ **5989-1784**
利用助成については→住宅課計画指導係 ☎ **3546-5466**

6 家賃債務保証制度利用助成

区内にお住まいの60歳以上の高齢者世帯が区内の賃貸住宅に転居する際に、一般財団法人高齢者住宅財団が実施している「家賃債務保証制度」を利用した場合は、保証料の1/2を助成します（転居時以外の契約更新には適用されません）。

* 家賃債務保証とは *

住宅賃貸借契約の際に連帯保証人が見つからないなどの理由で、賃貸住宅への入居が困難な高齢の方が、スムーズに入居できるよう賃貸債務を保証することで、家主が安心して住宅を貸すことができるよう支援する制度です。

- **対象住宅** 一般財団法人高齢者住宅財団と基本約定書を締結した住宅
- **保証内容** ①滞納家賃（共益費および管理費含む。）②原状回復および訴訟費用
ただし、家賃滞納により賃貸住宅を退去する場合に限る。
- **保証期間** 原則2年
- **保証料** 月額家賃の35%

問い合わせ先

制度については→一般財団法人高齢者住宅財団
利用助成については→住宅課計画指導係

☎ 0120-602-708
☎ 3546-5466

7 住宅修繕等資金の融資あっせん

耐震補強など、住宅の修繕をしようとする方が、必要な資金を調達することが困難な場合、融資が行われるよう取扱金融機関にあっせんしています。

●利用できる方

修繕などをしようとする住宅に居住しているか修繕後その住宅に居住する予定であり、返済完了時の年齢が80歳未満であること。

●融資内容

- ・融資額 20万円～700万円
- ・償還期間 5年～10年以内
- ・融資利率 年利1.8%（別途、保険料）

問い合わせ先

住宅課計画指導係

☎ 3546-5466

8 耐震補強などの助成

木造住宅の耐震診断や耐震補強工事に対する助成などを行っています。

●利用できる方

区内に昭和 56 年以前に建築された木造住宅を所有されている方など

●内容

項目	助成金の限度額等
簡易耐震診断	無料（区職員が実施します） ・申し込みのないお宅に区の職員が伺うことはありません。
耐震診断・補強計画	診断費用の全額（限度額なし）
耐震補強工事	工事費用の 1 / 2（限度額 300 万円）
	65 歳以上の方などがいる世帯 工事費用の全額（限度額 300 万円）
簡易補強工事 （一部屋補強、屋根の軽量化など）	工事費用の 1 / 2（限度額 150 万円）
	65 歳以上の方などがいる世帯 工事費用の全額（限度額 150 万円）

●利用方法

診断および補強工事の契約前に申請が必要です。

助成を受けるには上記以外の要件もあるので、まずは区にお問い合わせください。

●その他

区の名前を使ったり、高額な工事契約を迫るなどの悪質な業者がいるので、ご注意ください。
木造住宅以外の建物に対する助成制度や耐震の専門家を無料で派遣する制度もあるので、お問い合わせください。

問い合わせ先 **建築課耐震化推進係** ☎ **3546-5459**

9 区立住宅など

住宅に困窮している区民の生活と福祉の向上を目的として、区立住宅・区営住宅・借上住宅を設置しています。

区立・区営住宅はあき家が生じた場合、募集時期に「区のおしらせ」に掲載します。

借上住宅（民間住宅を借り上げたもの）については、入居を希望する方の登録を随時受け付けています。

問い合わせ先 **住宅課住宅管理係** ☎ **3546-5467**

10 高齢者住宅（シルバーピア）

住宅に困窮している 65 歳以上の一人暮らしの高齢者または高齢者夫婦などに対し、地域で自立した生活が送れるように高齢者の特性に配慮した安全で利便性の高い構造を備えた住宅です。また、緊急時の対応、関係機関への連絡などを行う生活協力員を配置しています。

名称・所在地	用途・規模	使用料(月額)	開設年月
堀留町高齢者住宅 (日本橋堀留町1-1-1)	34.9㎡ 24戸	75,000円	平成6年12月
	1～2人 41.7㎡ 2戸	89,000円	
	42.1㎡ 4戸	90,000円	
築地あかつき高齢者住宅 (築地7-9-13)	1～2人 31.6㎡ 18戸	68,000円	平成7年4月
	39.2㎡ 5戸	84,000円	
高齢者住宅 晴海ガーデンコート (晴海1-7-1)	41.7㎡ 6戸	89,000円	平成9年3月
	1～2人 43.3㎡ 6戸	93,000円	
	44.3㎡ 12戸	95,000円	
	2人用 47.2㎡ 5戸	101,000円	

使用料は、使用者の収入（同居する親族に収入がある場合は、その収入を合算したもの）の区分に応じて算出します。

あき家が生じた場合、募集時期に「区のおしらせ」に掲載します。

問い合わせ先 住宅課住宅管理係 ☎ 3546-5467



11 高齢者向け優良賃貸住宅・サービス付き高齢者向け住宅

東京都の認定を受けて建設されたバリアフリーの民間住宅で、緊急通報・安否確認・生活支援などの見守りサービスを提供し、高齢者に配慮した住宅となっています。家賃は入居者の所得により減額します。

●住宅名称等

名称・所在地	用途・規模	契約家賃
イヨシ 88 (月島3-12-8)	1K 29.03㎡～30.04㎡ (14戸)	93,000円～94,000円
パークビュー浜町 (日本橋浜町2-38-7)	1DK 25.46㎡～36.51㎡ (13戸)	96,000円～120,000円
Y・S日本橋浜町 (日本橋浜町3-32-2)	1R 24.14㎡～24.33㎡ (17戸)	91,700円～92,800円
こもれば銀座一丁目 (銀座1-21-11)	1K 27.05㎡～1DK31.03㎡ (31戸)	114,000円～144,000円
ココファン勝どき (勝どき5-3-2)	1R 25.11㎡～37.05㎡ (34戸)	144,300円～203,000円 (生活支援サービス費等込)

※所得に応じて最大40,000円の家賃助成が受けられます。

●入居資格

- ・60歳以上の高齢者（配偶者は60歳未満でも可）
- ・入居時において、自立した生活を営める健康状態であること（高齢者向け優良賃貸住宅のみ）

●入居を希望する方

入居を希望する方は、あき家待機者としての登録が必要です。あき家が生じたときは、登録者の中で抽せんを行います。詳しくは下記の各管理会社へお問い合わせください。

イヨシ88、パークビュー浜町、Y・S日本橋浜町については

→（管理会社）三幸ハウス(株) ☎ 5452-0214

こもれば銀座一丁目については

→（管理会社）エヌケー建物管理(株) ☎ 5822-5942

ココファン勝どきについては

→（管理会社）(株)学研ココファン ☎ 0120-616-558

住宅課計画指導係 ☎ 3546-5466

問い合わせ先

12 特別養護老人ホーム・養護老人ホーム

家庭環境、住宅環境などの理由により、自宅で生活することが困難な高齢者を対象とした老人ホームとして、次のようなものがあります。

区では、次の施設に関する相談を行っています。

◆介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症などのため常時の介護を必要としているが、自宅での介護を受けることが困難な方が入所、生活するための施設です。

●利用できる方

在宅での生活が困難な方で、次の①または②に該当する方（ただし、医療の必要な方は除きます。）

- ①要介護3～5と認定された高齢者
- ②在宅での日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由に該当する、要介護1・2と認定された高齢者

●利用方法

(1) 多床室の施設：区役所4階介護保険課へ申し込みます。

(④は①～③のいずれかの施設を申し込んだ場合に申し込むことができます。)

	施設名	定員	所在地	電話番号
①	マイホームはるみ	106	晴海1-5-1	3531-7635
②	マイホーム新川	80	新川2-27-3	3552-5670
③	新とみ	40	新富1-4-6	3553-5228
④	サルビア荘	—	町田市函師町2987	042-794-0333
	小松原園	—	八王子市犬目町688-2	042-654-8331

(2) ユニット型個室の施設：直接施設または区役所4階介護保険課へ申し込みます。

	施設名	定員	所在地	電話番号
①	晴海苑	54	晴海1-1-26	3533-7148
②	ケアサポートセンター つきしま	29	月島1-5-2 キャピタルゲートプレイス3・4階	6204-9905
③	ケアサポートセンター 十思（じっし）	29	日本橋小伝馬町5-19 十思スクエア別館4・5階	6264-9981
④	わとなーる桜川	29	入船1-1-13 桜川敬老館等複合施設4・5階	6275-2714

区立はマイホームはるみとマイホーム新川の2施設です。他は民間施設となります。

入所の順位は基準に基づいて年2回決定します。

※(2)②～④の施設は、地域密着型特別養護老人ホームであるため、中央区の介護保険被保険者に限り申し込むことができます。

◆養護老人ホーム

おおむね 65 歳以上で、住宅環境上などの問題があり、かつ経済的に困窮しているため、自宅での生活が困難な方が入所する施設です。費用は本人の収入や世帯の所得状況によって異なります。

●**利用方法** 区に申し込んで入所判定を受けます。

問い合わせ先 介護保険課地域支援係 ☎ 3546-5379

13 敬老入浴事業

65 歳以上の区民の方に、健康の維持増進と地域の方々との交流を図っていただくため、公衆浴場を 1 回 100 円で利用できる敬老入浴証をご希望の方に交付しています。

新たに対象者になられた方に引換券と利用場所・利用方法・引換場所を記載したご案内を発送します。

- 利用できる方** ① 65 歳以上の方（特別養護老人ホーム入所者は除く。）
（誕生月の初旬に引換券を送ります。）
- ② 区内に転入された 65 歳以上の方
（転入手続きをした翌月の初旬に引換券を送ります。）

●**費用負担** 1 回 100 円

●利用できる公衆浴場

		浴場名	所在地	電話番号	
区内公衆浴場	京 橋	銀座湯	銀座 1-12-2	3561-2550	
		金春湯	銀座 8-7-5	3571-5469	
		入船湯※	入船 3-6-14	3206-0335	
		湊 湯	湊 1-6-2	3551-0667	
	日本橋	十思湯	日本橋小伝馬町 5-19 十思スクエア別館 2 階	6264-9920	
	月 島	日の出湯	佃 1-6-7	3532-1629	
		月島温泉	月島 3-4-5 2 階	3531-1126	
勝どき湯		勝どき 3-9-7	5560-1019		
他区協力浴場			浴場名	所在地	電話番号
	千代田区	稲荷湯	千代田区内神田 1-7-3	3294-0670	
		於玉湯	千代田区岩本町 2-2-14	3866-2306	
	台東区	弁天湯	台東区浅草橋 1-33-6	3864-7100	
		帝国湯	台東区浅草橋 5-23-8	3851-2785	
鶴の湯		台東区浅草橋 5-27-2	3851-4569		

※令和 7 年 3 月 31 日廃止

問い合わせ先 高齢者福祉課高齢者福祉係 ☎ 3546-5354

14 コミュニティふれあい銭湯

- 開 設 日 毎月第2・第4水曜日
※第2水曜日は、季節にちなんだ趣向で浴場を飾ります。
- 時 間 各浴場営業時間
- 場 所 中央区内公衆浴場（銭湯）
- 利用できる方 中央区内在住・在勤者
- 入 浴 料 金 敬老入浴証持参者と小学生以下は無料
一般 100 円

コミュニティふれあい銭湯については

→地域振興課区民施設係

☎ 3546-5623

問い合わせ先

敬老入浴証については

→高齢者福祉課高齢者福祉係

☎ 3546-5354

